気象に関する警報発表時における登下校・授業・部活動の扱い

１．知多地域全域あるいは常滑市に特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発表されたときの登校

	前日までに給食中止の連絡あり	前日までに給食中止の連絡なし
午前６時30分になる前に警報が解除されたとき	平常授業（弁当持参）	平常授業（給食あり）
午前６時30分に警報が解除されないとき	学校休業（自宅学習）	学校休業（自宅学習）

⑴　「特別警報」が解除されたときについては、学校から連絡があるまでの間、自宅待機とする。

⑵　登校途中で暴風警報・暴風雪警報・特別警報の発表を知ったときは、すぐ帰宅する。

⑶　日曜・祝日・休業中に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表されたときは、登校してはいけない。

⑷　警報が解除されても、道路・橋の破壊等で登校が危険な場合は登校を見合わせる。

２．在校中に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表されたときの避難

⑴　本部から避難の指示があったら、教師の指示に従って冷静に行動する。

⑵　教室の戸締りを厳重にして、用具をしまう。

⑶　本部の指示をよく聞いて、安全に注意し下校する。保護者の引き取りがある生徒は校内で待機する。

⑷　校舎および家の軒下付近を通るときは危険箇所をさけて通る。

３．常滑市に大雨警報・洪水警報が発表されているときの授業・部活動

⑴　授業は通常通り行う。

⑵　授業後に大雨警報・洪水警報が発表されている場合は、部活動を行わない。

４．その他の注意

⑴　切れている電線には、触らない。

⑵　土砂くずれや倒木、冠水箇所の通行には、十分注意する。

⑶　家庭付近で事故があったときは、なるべく早く学校に連絡する。

⑷　大雨で通学路が冠水しているなど危険な場合は、登校を見合わせる。